

令和4年第2回定例会（第1号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和4年度七飯町施政方針
- 日程第 4 令和4年度七飯町教育行政方針
- 日程第 5 議会運営委員の辞任
- 日程第 6 議会運営委員の選出
- 日程第 7 常任委員会報告
- 日程第 8 出納検査報告
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（17名）

議長	18番	木下 敏	副議長	17番	青山 金助
	1番	横田 有一		2番	神崎 和枝
	3番	平松 俊一		4番	池田 誠悦
	5番	田村 敏郎		6番	稻垣 明美
	7番	畠中 静一		8番	長谷川 生人
	9番	上野 武彦		11番	澤出 明宏
	12番	中島 勝也		13番	川村 主税
	14番	江口 勝幸		15番	若山 雅行
	16番	川上 弘一			

○欠席議員（1名）

10番 坂本 繁

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町長 杉原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副町長	宮田 東	総務部総務財政課長	中村 雄司
総務部長事務取扱			
民生部長事務取扱			
経済長事務取扱			
総務部総務財政課長担当課長	青山 栄久雄	総務部情報防災課長	庭田 昌輝
総務部政策推進課長	花巻 亘	総務部税務課長	柴田 憲
会計課長	関口順子	民生部住民課長	清野 真里
民生部環境生活課長	磯場嘉和	民生部福祉課長	村山 徳收
民生部子育て健康支援課長	岩上剛	経済部商工観光課長	福川 晃也

経済部農林水産課長 村上宏樹
経済部都市住宅課長 川島篤実

経済部土木課長 笠原泰之
経済部上下水道課長 池田晃

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與田敏樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長事務取扱	與田敏樹	学校教育課長	悟樓司
生涯教育課長	竹内圭介	スポーツ振興課長	高橋雅貴
学校給食センター長	川崎恵子		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長 村上宏樹

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書	記	山本翔大
書	記	三浦蒼生		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

17番 青山金助

1番 横田有一

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和4年第2回七飯町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、今期定例会の招集にあたり、町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長。

○町長（杉原 太） 議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会にあたりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、令和4年第2回七飯町議会定例議会を招集申し上げましたところ、議員の皆様に御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症についてですが、七飯町内においても落ち着きを取り戻しつつ、下げ止まりの状況が続いておりますが、今なお自宅療養など、不自由な生活を余儀なくされております。町民に対しまして、この場を借りてお見舞いを申し上げます。

さて、このたびは町長就任後初めての定例会となり、時間をいたしました中で後ほど施政方針を述べさせていただきますが、新しい体制のもとの政策予算となります。町長就任後の限られた時間での政策予算編成となり、まだ不十分なところもあるかと思いますが、今できる最大限のことを準備させていただき、本定例会に御提案させていただけましたので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

初めに、七飯町の組織機構の見直しについてでございますが、平成26年10月より部制を導入し、部長職及び次長職の職制のもと、私も以前は部長職として懸案事項等の対応に務めてまいりました。

した。しかしながら近年では職員配置のほか、人口減少や少子高齢化など様々な課題への対応が必要とされる中で、部制廃止を前提に組織機構を改めて見直し、七飯町に合ったコンパクトで効率的な組織を目指しております。

私が掲げる堅実な町政を推進する町の実現のためには、組織機構の見直しのほかにもこのたび、副町長と教育長の御理解もいただきながら、特別職の給料月額の改正に着手し、町長就任後初めてとなる定例会に関係条例を提案させていただきしました。

また、一般会計補正予算では、政策予算のほかにも町民に寄り添う優しい町政を推進し、安心して暮らせる町の実現のため、新型コロナウイルス対策関連事業を新たに計上させていただいたことから、議員の皆様に御審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案は、条例の制定1件、条例の一部改正4件、契約議決2件、協議3件、補正予算5件の議案15件と報告4件の合計19件でございます。

詳細につきましては担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

坂本繁議員から、本日の会議を欠席する届出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

17番 青山金助 議員

1番 横田有一 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの9日間と決定いたしました。

会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求める説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

令和4年度七飯町施政方針

○議長（木下 敏） 日程第3 令和4年度七飯町施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

○町長（杉原 太） 令和4年度七飯町施政方針。

1、初めに。

令和4年第2回七飯町議会定例会の開会にあたり、本年度の町政執行に臨む基本姿勢と施策の一端を申し述べ、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

3月27日に執行されました町長選挙において、多くの町民の皆様より温かい御支持、御支援をいただき、4月17日より新たに町政運営を担当させていただくことになりました。感激もひとしおであると同時に、改めて責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

これまで皆様と共に歩んだ知識や経験のほか40年余りの行政経験を生かして、「未来に向かって輝く七飯町」を先頭に立って築いてまいります。

「未来に向かって輝く七飯町」実現のため、私が掲げた政策は5点であります。

1点目に、人生100年時代を見据え、健康的に人生を送るため文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくりに取組み「生きがいと健康寿命を高める町」。

2点目に、子供たちの健康と子育て世代を応援し「子育てを楽しむ町」。

3点目に、農業・観光など基幹産業の振興のため、七飯ブランドの確立と担い手の確保・人材育成を進め「地域経済が元気になる町」。

4点目に、町民に寄り添う優しい町政、気候変動に即応した効率的な防災マネジメントを推進し「安心して暮らせる町」。

5点目に、バランスの取れた計画的かつ効率的な行財政運営による「堅実な町政を推進する町」であります。

このたびの町長選挙を通じてまちづくりに対する思いを訴えさせていただき、町民の皆様から多くの力強い激励や厳しい意見を賜りました。

本年度のみで実現できることには限りがあるかもしれません、七飯町を取り巻く様々な課題は待ってはくれません。町の発展のためには何がベストなのか、そして町民の皆様が納得できるサービスが提供できているのか、このことを肝に銘じながら、スピード感を持って未来に向かって輝く七飯町の実現のため、「町民の声を生かして創る七飯町」を基本に、誠心誠意努めてまいりますので、議会議員の皆様及び町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

2、町政に臨む基本方針。

“未来に向かって輝く”には、まずは先人が歩

んで来た歴史や文化など過去から学び、それを現代で発展させていくことが、将来に希望を持てる持続的な町政運営となります。革新的な技術もありますが、先人が培ってきたノウハウなど町民の声も生かして、より良い行政サービスを目指してまいります。

本年度は、新たなスタートの年となります。職員一同、新たなチャレンジを臆することなく推し進めてまいります。

第5次七飯町総合計画に七飯町が進む方向性が示されておりますが、先人がこれまで思慮を重ね立案し、育ててきた事業や行政サービスをよりよいものとするため、これまでと違った視点を生かしながら、職員の先頭に立って施策を実行してまいります。

防災に対する意識の醸成も大切です。東日本大震災や日本各地で起きた災害では、人命の尊さが改めて大きく問われました。安全安心の確保は、七飯町の最も基本的な責務であり、小中学校など義務教育施設の100%耐震化をはじめ、老朽化した公共施設の改築や耐震化等の対策をスピード感をもって実施したことにより、一定程度の施設更新は進められたものの、いまだ老朽化した施設があり、文化や芸術、スポーツに親しむ環境は十分ではありません。

また、数々の選挙公約をさせていただきましたが、その実現に向け速やかに具体的検討を行いながら、準備が整い次第、事業に着手してまいります。

昨今、人口減少が喫緊の大きな課題となる中、令和2年に実施し、昨年11月に確定した国勢調査での人口は、2万7,686人であり、前回調査時の平成27年から比べて434人の減少であったものの、その減少率は約1.5%で、渡島管内11市町全体の減少率6.0%に対して、七飯町は最も低い減少率でありました。今後も、令和2年3月に策定した第2期七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、企業誘致、教育の充実、産業の育成など多岐にわたり、波及効果が大きい施策に力を注ぐことで人口減少の進行を微減にとどめられるよう、次の四つの基本的視点により、具体的な施策を引き続き実行してまいります。

す。

- ①子供を産み育てたいという希望をかなえる。
- ②住み続けたいと思える生活環境を整える。
- ③食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる。
- ④七飯町らしさを生かして人を呼び込み・呼び戻す。

人口減少への対応のほかにも、コロナ禍という様変わりした「新しい生活様式」の下ではありますが、住環境の整備、子育て支援、地場産業の育成、企業誘致など、波及効果が期待される事務事業に取り組んでまいります。

長期化する新型コロナウイルス感染症への対策としては、地方創生臨時交付金を活用し、補正予算等で対応してまいります。

また、令和3年度からの5年間は「第5次七飯町総合計画」の後期となることから、後期5年間で計画されている事業の着実な取組を継続とともに、世界中で大きな影響を与えていた新型コロナウイルス感染症への対応として「新しい生活様式」への転換など、めまぐるしく変化する社会経済情勢にも対応し、様々な施策を展開してまいります。

令和4年度の町政に臨むにあたり、安定した財政運営を基盤として進めさせていただき、詳細な施策につきましては、主要施策の推進についてで御説明申し上げますが、事務事業の優先順位を見極めながら、政策予算を編成いたしましたので、御理解御協力のほどお願い申し上げます。

3、主要施策の推進について。

本年度の主要施策については、町政運営の指針であります第5次七飯町総合計画の基本構想及び基本計画に沿って御説明申し上げます。

第1、安全・便利なまち。

初めに、道路・交通ネットワークについて述べてまいります。

道路の整備については、関係機関と連携を図りながら、安全で安心な交通網の形成に努めてまいります。

本年度の町道整備として、橋梁長寿命化関連で2橋梁の修繕事業、久根別川広域河川改修事業に伴う道負担金事業で2橋梁の架替事業、単独事業

で 11 路線の改良舗装及び排水整備工事を施工してまいります。

国道については、北海道縦貫自動車道大沼公園インターチェンジから七飯インターチェンジ間のトンネル工事の本坑工事も着手されますが、さらなる早期完成を要望してまいります。

道道については、大沼公園鹿部線、大沼公園線及び大野大中山線の整備促進について、引き続き北海道に要望してまいります。

河川については、北海道が事業主体の久根別川広域河川改修事業のほか、藤城川、水無沢川及び蒜沢川の砂防事業の整備促進について、引き続き関係機関に対し要望してまいります。町河川については、2 河川のしゅんせつ工事、1 河川の排水路整備のほか、維持、補修工事についても施工してまいります。

また、令和3年度末に、函館・江差自動車道木古内インターチェンジが開通し、函館新外環状道路函館空港インターチェンジ開通と合わせて、道の駅「なないろ・ななえ」を拠点としたアクセスが向上したことにより、南北海道の周遊観光や物流などにおいて大きな効果があるものと期待しております。

地域公共交通については、超高齢社会に対応した地域の足の確保が重要であり、昨年発足した七飯町地域公共交通活性化協議会では、7月に町内4か所で町民意見交換会を開催するなど、多くの皆様の意見を反映した地域公共交通計画の作成に向けて検討を重ねていただき、七飯町の現状にあった地域公共交通の実現に努めてまいります。

次に、住宅・市街地の整備について述べてまいります。

空き家対策及び住み替え対策については、七飯町空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を所有者等にお願いするとともに、周辺環境に影響を与える恐れのある危険な特定空き家の解消や旧耐震基準である昭和55年以前に建築された住宅の建て替え促進を図るため、解体費の助成制度を拡充してまいります。

公営住宅の整備については、冬トピア団地長寿命化工事の最終年となる10棟目を施工するほ

か、桜B団地8号棟及び本町上台団地6号棟の屋根や外壁の改修工事を引き続き施工してまいります。

次に、交通安全・防犯について述べてまいります。

交通安全対策については、家庭や地域、学校、そして関係諸団体等と連携を密にし、交通弱者といわれる児童・生徒、高齢者の交通安全教育の徹底を図るとともに、事故防止のため交通安全運動を展開してまいります。

また、今もなお全国的に高齢者による運転操作ミス等の痛ましい事故が発生していることを踏まえ、運転に不安のある70歳以上の高齢者を対象に、引き続き高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施し、自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに努めてまいります。

防犯については、被害の未然防止に向け、警察や地域及び関係団体等との連携を一層密にし、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。また、外灯のLED照明については、外灯組合や町内会等関係団体と協働し、維持管理に努めてまいります。

次に、消防・救急・防災について述べてまいります。

消防及び救急については、七飯消防署に令和6年度整備予定の油圧救助器具購入経費に充当するための基金を、昨年度に引き続き積立ててまいります。

防災については、昨年度町内全域に屋外スピーカー50基及び戸別受信機4,500台の整備を終えた防災行政無線について、いざという時に効果的な運用ができるよう、町広報紙やホームページを通じ防災情報を発信するとともに、適正な維持管理に努めてまいります。

また、避難行動要支援者の個別避難計画について、地域住民や関係機関の御協力をいただきながら進めています。

また、情報ネットワークについて述べてまいります。

情報ネットワークについては、転入出や介護・子育てに関する各種届出・申請のオンライン化など、町民の利便性の向上と行政の効率化を高める

ため、DX（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進してまいります。

マイナンバーカードについては、オンラインによる税の確定申告、コンビニエンスストアでの戸籍関係証明書等交付サービスなどの利用のほか、医療機関等での健康保険証としての利用が順次可能となったことから、一層の普及に努めてまいります。

第2、快適なまち。

初めに、環境施策の総合的推進について述べてまいります。

有害鳥獣駆除については、鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊と連携して、人身被害の防止はもとより、農業被害の防止に取り組んでまいります。

大沼環境保全対策については、大沼の豊かな自然環境を次世代につなぐため、大沼環境保全対策協議会をはじめ、関係機関との連携を密にし、環境保全の施策を進めてまいります。

また、大沼がラムサール条約登録湿地に登録されて今年7月に10周年を迎えることから、大沼ラムサール協議会が実施する記念事業を支援してまいります。

さらに、大沼の豊かな自然環境を町外の方に広く知っていただき、七飯町の関係人口拡大に向けて、移住体験の提供を実施してまいります。

大沼の水質浄化対策については、北海道と連携し、湖水や流入河川の監視と測定を行い、その結果や現場の状況に合った改善対策を実施するなど、大沼環境保全計画に基づいた関係機関の施策と連携して、水質浄化に努めてまいります。

下水道処理区域外の生活排水対策については、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の保全に努め、合併処理浄化槽の設置推進を図ってまいります。

次に、循環型社会の構築について述べてまいります。

廃棄物対策については、持続可能な循環型社会の構築を目指して、分別の徹底や見直し、リサイクルの推進による資源の再利用を促進し、ごみの減量を図り、また、不法投棄の防止等に住民・事業者・行政が一体となって取り組んでまいります。

す。

また、社会環境の変化や、超高齢社会を迎える町内会から要望のあったごみステーションの増設については、町内会コミュニティ専門部会と協議し、連携して実施してまいります。

次に、脱炭素社会の推進について述べてまいります。

世界的に脱炭素社会の実現に向けた動きが加速する中、地球温暖化の問題に地域レベルで貢献するため、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ「ゼロカーボンシティ」を目指し、省エネルギー施策や森林環境整備等、長期的な視点で取り組んでまいります。

次に、上下水道の整備について述べてまいります。

水道事業については、水量・水質が確保された水道水を安定供給するため、施設の適切な維持管理や老朽化に伴う更新を行うほか、資材・労務費の高騰を踏まえ、今まで以上に効率化を進めるとともに、安定経営のため七飯町公営企業経営審議会を通じ、水道料金の見直しについて検討してまいります。

下水道事業については、施設の適切な維持管理のほか、下水道使用料改定等の情報発信に努めてまいります。

また、七飯町公営企業経営審議会より答申された特環下水道の汚水処理方式について、より効率的かつ環境にも配慮した処理方式の検討を進め、新たな方式が確立されるまでの期間は、既存施設について各種計画等に基づき、必要最低限の更新工事を効率的に進めてまいります。

第3、ふれあい・安心のまち。

初めに、保健・医療体制の充実について述べてまいります。

保健については、社会環境や生活の変化による様々な健康課題に向けて、町民一人一人が主体的に健康づくりや食生活の改善を目指すことができるよう、家庭や地域活動等に対して、行政、関係機関が一体となって、第3期健康づくり基本計画に基づく事業を引き続き推進してまいります。

主な取組として、生活習慣の改善は非常に重要なことから、高血圧や高脂血症などの生活習

慣病を予防するための保健指導や栄養相談、また疾病の早期発見や重症化の予防に重点を置き、定期的かつ継続的な検診をより多く受けていただくなため、基本健康診査の自己負担額を引き続き無料とし、更なる受診率の向上に努めてまいります。

母子保健については、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うため、保健センター内に設置されている子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する必要な情報提供・助言、保健指導を行ってまいります。

児童の健診等については、3歳児健診時における視覚検査において、精度の高い屈折検査機器の導入を図り、弱視の早期発見から速やかに治療へと導く、新たな検査方法を取り入れてまいります。

また、健やかな成長の確認とともに、就学に向けた準備を目的とする5歳児健診事業の推進については、保健師・町内幼保職員・教育委員会や学校などの関係機関が協力し合い、健診後のケアや就学までのサポート支援を行うなど、町独自の施策として継続的に実施してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、現在4回目接種の実施に取り組んでおり、町民の安全・安心、健康を第一に、国・北海道及び医療機関と連携し、これまで取り組んできた知識と経験を生かしながら、効率的な事業実施に努めてまいります。

次に、地域福祉について述べてまいります。

誰もが可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて継続的に拡大してつながることで、町民一人一人の暮らしと生きがいを共に創っていく重層的支援体制整備事業を引き続き展開してまいります。

特に、3つのアプローチである「子供、障がいのある方、高齢者及び生活が困窮状態にある方など属性を問わず包括的に相談を受け止める相談支援」、「課題を抱えた方や世帯を地域とつなぐ参加支援」、「世代や属性を越えて交流できる場や

居場所を確保する地域づくり支援」を推進し、地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、高齢者福祉について述べてまいります。

コロナ禍において、大きな影響を受けてきた介護予防・フレイル予防については、人生100年時代を見据えた高齢者の健康増進を図るために、感染拡大防止対策を講じた上で、高齢者が主体的に取り組めるよう、引き続き支援してまいります。

さらに、元気な高齢者が、老人クラブ・老人クラブ連合会などで行う健康・友愛・地域貢献活動などを通して、生きがいをもって生活することで、いつまでも健康を維持できるよう支援してまいります。

介護保険事業については、介護サービスを支える人材の確保が喫緊の課題であることから、引き続き、介護職員初任者研修受講補助事業を実施してまいります。また、高齢化とともに増加する認知症の方やその家族を支援する生活支援のほか、見守り活動の強化を図ってまいります。

介護予防と生活支援においては、有償ボランティアによる生活援助と外出支援を組み合わせた生活支援サポート事業の充実を図り、地域住民との協働による地域介護予防活動支援事業を引き続き支援してまいります。

次に、障がい者福祉について述べてまいります。

基幹相談支援センターと連携しながら、障がいのある方やその家族の方々が身近なところで相談でき、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、サービス提供体制を構築し、障がいの有無にかかわらず、共に暮らし、支え合う地域づくりを目指してまいります。

次に、社会保障について述べてまいります。

国民健康保険特別会計については、保険税率を見直し、共同保険者である北海道の標準保険料率に段階的に近づけることを念頭に、令和4年度の保険税率の引き下げを実施いたします。また、医療費適正化対策として、予防のための健診を積極的に推し進めるため、引き続き特定健診の受診勧奨や自己負担を無料とし、併せて、人間ドック、脳ドック、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業の継続など、病気の早期発見、早期治療によ

り、増加する医療費の抑制に努めながら、健全運営を目指してまいります。

第4、育むまち。

初めに、子育て支援の充実について述べてまいります。

安心して子育てができる環境の確保を目指し、保育に係る現状や将来ニーズの分析を行い、町内で運営されている幼稚園との連携を図りながら、認定こども園化の推進を目指すなど、待機児童を発生させない対策の強化を図ってまいります。

併せて、町内保育園の完全給食化を目指す協議も進めてまいります。

放課後児童健全育成事業については、公立及び民間の学童保育クラブが連携し、地区単位での待機児童解消に向けた取組を進めてまいります。

具体的には、民間の学童保育クラブとの均衡を保つため、適正な利用料金に見直すとともに、公立と民間の利用料差額の1／2相当を助成するなど、引き続き保護者への負担を軽減してまいります。

本町地区と大中山地区、それぞれの子育て支援センター及び大沼多目的会館で実施している「ちびっこ広場」を地域子育ての支援拠点として、子育てに関する相談や情報提供、「あそんでSUN DAYパパ」など、楽しく子育てができるよう子育て世代を支援してまいります。

児童虐待防止については、情報の収集や児童相談所、教育委員会、保育所などの関係機関と情報の共有化を図り、子育て支援ネットワーク会議を活用し、一体となって対策強化に努めるとともに、新たに国から示されております「子ども家庭総合支援拠点」を10月1日に開設し、子供と保護者に寄り添った支援を展開してまいります。

次に、教育関係について述べてまいります。

教育関係については、教育行政方針において、学校教育、生涯教育、スポーツ振興など詳細に示されておりるので、尊重してまいります。

第5次七飯町総合計画に基づく社会教育施設整備については、検討を重ねるとともに、必要な財源の一部については、社会教育施設整備基金へ計画的に積み立ててまいります。

また、町内中学生を対象に平和教育事業の一環

として取り組んでいる広島、長崎への平和大使派遣事業と、中高校生を対象とした姉妹都市コンコード町への海外交流派遣研修事業については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、中止させていただきますので御理解願います。また、国内交流についても、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら対応してまいります。

第5、活気とにぎわいのまち。

初めに、農林水産業の振興について述べてまいります。

農業については、昨年は、コロナ禍において不要不急の外出自粛により、巣ごもり需要がありましたが、外食産業の多大な落ち込みにより、農畜産物の価格が低迷するなど大きな影響を受けました。今後も規制緩和による消費拡大など、継続的に食料の安定供給が求められる中、担い手の確保や集出荷予冷施設の活用により、引き続き消費者に対し、産地の差別化と高品質で安全・安心な農畜産物の生産・出荷に努めてまいります。

林業については、森林環境譲与税や七飯町森林環境譲与税基金を財源とした木育支援活動や、二酸化炭素吸収源としてカーボンニュートラルにも寄与する民有林の整備に向けた事業を実施してまいります。

また、北海道から2年間、林務行政に精通した職員を派遣いただき、組織体制を強化しつつ、七飯町森林組合と連携し、各種町有林事業等を実施してまいります。併せて、災害・防災対策の一環として治山事業の要望を行ってまいります。

大沼の内水面漁業については、生態系への影響が出ないよう漁業資源の確保に注視しつつ、大沼環境保全対策協議会をはじめ関係機関と連携し、水質改善に係る活動等を支援してまいります。

次に、商工業について述べてまいります。

商工業については、七飯町商工業経営安定資金融資制度の融資上限額の拡大や利子補給金の拡充により、中小企業の資金需要に対応し経営の安定化を図ってまいります。

また、公益財団法人函館地域産業振興財団などと協力し、引き続き「創業バックアップ事業」をはじめとした各種事業に取り組むほか、函館地域

経済牽引事業促進協議会における事業などで、豊かな資源や交通利便性の高さなどの立地条件をアピールした企業誘致を進めるなど、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

物産振興については、ななえ町物産振興協議会の活動を支援するほか、特産品を活用した企画や情報発信に取り組み、魅力の向上と販路の拡大に努めてまいります。

次に、観光について述べてまいります。

観光については、大沼国定公園に代表される豊かな自然をはじめ、四季を通じたアクティビティや恵みあふれる食など、様々な視点から七飯町の魅力を発信してまいります。

また、大沼国定公園周辺の地域資源や既存の公共施設の利活用について、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会など関係団体と協議・連携し、さらには国定公園の管理者である北海道と連携して自然公園の利活用、観光振興に取り組んでまいります。

次に、企業誘致と雇用対策について述べてまいります。

雇用対策については、町内の求人情報の周知などハローワークと連携していくほか、町内企業への人材育成・確保に向けた支援と企業誘致による雇用の創出を目指してまいります。また、南渡島通年雇用促進支援協議会を通じて、通年雇用に必要な資格や技術向上を図るための技能講習などを実施し、就労と雇用を促進してまいります。

また、七飯町シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の多様な経験を生かし、安定した活動が継続できるよう支援してまいります。

第6、ともに歩むまち。

初めに、協働のまちづくりについて述べてまいります。

町民と行政と議会が協力し合い、自ら考え、行動し、暮らしの声を生かした町民主体の協働のまちづくりが必要であります。

新型コロナウイルス感染症の収束の状況を見極めながら、地域懇談会（タウンミーティング）による「町民の声を生かして創る」まちづくりを進めるため、町政運営の参考、あるいは町政に反映

するための御意見を拝聴し、生かせるような場の設置を検討してまいります。

次に、自立する自治体経営について述べてまいります。

平成26年10月より部制を導入し、部長職及び次長職の職制の下、各課の懸案事項等の処理を進めてまいりました。しかし、今後の人材確保の課題や組織機構の見直し、行政需要のニーズに的確に対応するため、これまでの部制を廃止し、複数課にまたがる重要施策への取組を一層強化するための「統括監（仮称）」及び「教育監（仮称）」の職を必要に応じて設置することができるよう、組織・機構の見直しを実施してまいります。

また、各課業務の均等化と効率化を図るため、総務財政課及び子育て健康支援課の分課、教育委員会においては、多様化する教育課題に対応するため、学校教育課の分課を実施し、4部20課から23課体制としてまいります。

次に、令和4年度6月補正予算の概要について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、地域経済の回復に向けた消費喚起対策（追加分）、食材費等高騰に係る学校給食安定供給事業、感染症拡大防止対策に要する経費などを計上しているほか、令和4年度当初予算（骨格編成）の肉づけ予算となる政策的予算を盛り込んで編成を行ったところであります。

政策予算可決・成立後は、地元中小企業等に配慮した速やかな予算執行に努めるほか、実効性のある工事等の施工を進めてまいります。

次に、効率的な行財政運営についてでありますが、財政の健全化に向け、効率的で効果的な行政サービスの提供と、歳入に見合った歳出を基本とした財政を目指し、現在、第6次七飯町行財政改革大綱の取組方針の下、全庁一丸となって行財政改革の取組を進めているところであります。

具体的には、町長の給料を20%減額するほか、引き続き使用料及び手数料の見直し、公共施設の休館日の見直しや照明器具のLED化などへの継続的な取組、「ふるさと納税」や「企業版ふ

るさと納税」の取組など、さらなる財源の確保に努めてまいります。

4、結び。

以上、本年度の町政執行についての所信と主な施策の概要について述べさせていただきました。

行政の使命は、町民の皆様の安全で安心な暮らしを保障し、よりよいものにしていくことであり、このことはいつの時代においても変わるものではありません。

近代農業発祥の地、日本新三景の大沼国定公園、北海道新幹線の総合車両基地、豊かな自然環境など七飯町の特性や強みを生かした政策展開により、これまで先人たちが築いてきた歴史や文化を次世代に引継ぎ、常に改善・改革を実行し、未来をつくる子どもたちの健やかな成長を願い、七飯町に暮らす全ての町民が「住んでよかった」と思っていただけるよう進めてまいります。

町民の皆様の暮らしを守るために、議会議員の皆様及び町民の皆様と積極的に対話し、協調と融和によって全職員一丸となって町政を執行してまいりますので、皆様の力強い御支援御協力をお願い申し上げ、本年度の施政方針といたします。

○議長（木下 敏） 以上で、令和4年度七飯町施政方針を終わります。

日程第4

令和4年度七飯町教育行政方針

○議長（木下 敏） 日程第4 令和4年度七飯町教育行政方針を行います。

教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（與田敏樹） I、初めに。

令和4年第2回七飯町議会定例会の開会にあたり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

今年も、教育大綱として策定した教育振興基本計画（令和3年度～7年度）に基づき教育行政を推進してまいります。

学校教育にあっては、全ての子どもたちに夢を持つことの大切さを育む教育を、さらにその夢を実現できる力を身につけさせる教育を目指しま

す。

生涯教育にあっては、「夢があるからこそ人は努力する、夢をもつことが今を楽しく生きるための第一歩である」を基本に、年齢に関わらず夢と希望を抱き続けられる教育を推進します。

また、地元卒業生の入学者数の拡大、定員確保を図るため、行政担当部局と連携しながら、七飯高校の魅力化アップについて検討を始めます。

一方、大変厳しい財政状況の中、事務事業の見直しは必須の課題です。子どもたちや町民への影響に配慮しながら、見直しを行ってまいります。

II、教育基本方針。

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものあります。

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、本年度も学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、地域色豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

III、令和4年度の主要施策。

令和4年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第1、開かれた教育行政の推進。

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携や教育委員会議の公開、情報発信、教育行政方針の点検・評価及び公表を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

第2、幼児教育の充実。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子どもたちの生涯にわたる資質・能力の向上に寄与するものあります。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

第3、学校教育の充実。

感染症の状況を見極めながら新しい常態、いわゆる「ニューノーマル」な教育を実現するため、

全児童生徒に配布されたタブレット端末の有効活用や、持続可能な特別活動として見直しを図った学校行事等の定着を目指します。

(1) 学校経営の充実。

学校評価等を生かし、校長のリーダーシップのもと教育課題解決のため、全教職員の創意が發揮できる協働体制の確立に努めます。渡島教育研究所や七飯町教育研究所と連携し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努めます。

働き方改革を進め、教職員にとって働きがいのある学校を目指すには、地域や保護者の理解と協力が不可欠です。中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。併せて教職員の勤務実態について理解を深めてもらうため、時間外在校等時間を公表します。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実、児童生徒の育ちと9年間の学びの連続性を大切にしながら、各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編制・実施するとともに、本年度も学習支援員を配置し、習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基づき・基本の確実な定着と活用する力を育て、誰一人取り残さない教育を目指します。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠なため、引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

(3) 道徳教育の充実。

実社会や実生活との関わりを考える中で、命を大切にする心や規範意識を育成します。

また、ボランティア活動や体験的な活動を推進し、自発的な福祉活動や、地域に根差した活動を通して豊かな人間性を育てます。

(4) いじめ対策等の充実。

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わる全ての関係者が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、「七飯町いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一いじめが発生した時には、いじめを受け

た児童生徒の対応に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

また、児童生徒に対する虐待の早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層深めます。

(5) 生徒指導の充実。

不登校対策等については、学校教育指導主事、教育支援センター「レインボー」指導員等が一体となって学校と連携を図り、「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラーの活用など、総合的なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携をとり対応します。

校外生活における児童生徒の安全安心を確保するため、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や子ども110番の家の拡充等に努めます。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、低い傾向にあり、引き続き生活習慣の改善と併せて、学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

(7) 特別支援教育の充実。

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、児童生徒一人一人の個性や発達段階に応じ、一貫した特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学に向けた相談・指導の充実を図ります。

(8) 環境教育の充実。

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など、豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏

まえた環境教育の充実を図ります。

(9)国際理解教育の充実。

国際社会の一員として信頼され活躍する人材を育成するため、異文化理解に必要な交流活動等への積極的な参加を推進します。

また、語学教育ではチームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

さらに、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」を継続して支援し、小学校外国語活動・外国語科の充実や、中高連携の強化を図ります。

(10) 防災・安全対策の充実。

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに継続的に取り組むとともに、昨年度の通学路点検により、対策が必要とされた箇所の注意喚起看板の設置等を進めます。

突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため「危機管理共通マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。

さらに、地域における見守り活動、子ども110番の家、不審者情報ネットワーク、コミュニティ・スクール等を活用し、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

(11) 食育の推進。

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を計画的に推進します。ふるさと教育や地域経済の活性化を図る上からも、町費による地元産食材を使用した安全安心な給食を推進します。

給食費については、徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化を図ります。

また、昨今の物価上昇に対応するためには、給食費の値上げも検討せざるを得ない状況にあります。コロナ禍における厳しい経済環境を鑑み、町費による補填で対応することとします。

(12) 教育環境の整備・充実。

①教育施設の整備について。

教育施設の安全性、快適性の確保のため、学校と連携を密にし、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ります。

②学校備品の整備・充実。

学習環境の整備充実を図るために、本年度も計画的に教材備品、情報機器の整備を推進します。

③奨学金の利用促進。

七飯町育英基金等を活用して就学し、卒業後、七飯町に居住し、町内事業所等へ就職した方に対して、奨学金等の返還を支援するため、「奨学金等返還支援事業（仮称）」を創設します。

④学校事務職員の共同事務室化について。

学校事務職員の業務の効率化を図るために、共同事務室化を進めます。

⑤小中学校図書室の地域への開放について。

「地域とともにある学校」を目指し、七重小学校で進めている学校図書室の地域開放を推進するとともに、他の学校での実施について検討します。

⑥生理用品の配置について。

昨年度途中から実施した生理用品の学校への配置について、本年度から継続的に実施することとします。

第4、生涯学習の推進。

コロナ禍にあっても、感染症の状況を見極めながら、町民の学びを保障するため、この2年間で実践してきた感染症対策をより発展・充実させ、持続可能な生涯学習環境の創出を目指します。

第4次七飯町社会教育中期計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、引き続き町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。

あわせて、子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせない文化意識の向上と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

(1)生涯学習。

成人年齢が18歳に引き下げられたことから、昨年度まで成人式として行っていた新成人を祝う式典は、名称を「二十歳を祝う会（仮称）」に改め、引き続き20歳に到達した町民等を祝う式典として実施します。

昨年度は、成人式以外の多くの文化的事業が中止となりましたが、感染症の状況を見極め、持続可能な開催方法を検討します。

昨年度途中から実施した生理用品のトイレ等への配置について、本年度から継続的に実施します。

老朽化が目立つ社会教育施設については、生涯学習の推進と利用者の安全を確保する上からも、計画的な改修と効率的な整備を図ります。

また、図書館については、第5次七飯町総合計画に基づき、施設整備について検討を進めてまいります。

老人大学については、本年度参加者が増加しており、周知活動などの成果が見えつつありますが、さらに高齢者が生きがいを持って参加したいと思える老人大学を目指し、老人大学自治会と連携しニーズに合わせた講座内容等について検討します。

(2)青少年の健全育成。

七飯町が、力強く発展していくためには、青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し、明日の七飯町を担う心豊かで、心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための文化体験など、青少年育成事業を推進します。

(3)家庭と地域の教育力の向上。

家庭教育は、子どもの基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善惡の判断などを身につける上で、大変重要な役割を果たします。

家庭、地域、学校の連携を強化し、子育て環境を充実するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進し、子どもの健全育成を目指します。

(4)文化・芸術の振興。

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種文化芸術団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。また、文化芸術活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対

象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。特に、子どもの頃から質の高い文化芸術に親しむことは、情操豊かな心を育むためにも必要なことから、本年度は劇団四季による「こころの劇場」鑑賞会をリモートにより、小学校高学年を対象に開催します。

(5)文化財の保護・管理の推進。

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で育まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか、民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において体制の充実を図るとともに、多角的な視点からの企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

(6)生涯スポーツの推進。

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

老朽化が目立つ七飯町スポーツセンター及び町民プールについては、今後の改築に向け関係者と新体育施設に求められる役割や、主な施設機能などを検討してまいります。

東大沼多目的グラウンド（トルナーレ）については、作業用スポーツトラクターを更新し、施設整備充実を図ります。

また、子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

IV、結び。

以上、令和4年度の教育行政方針について申し上げました。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造で、子どもたちが夢に向かって邁進し、健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が夢と希望をもって健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

コロナ禍にあっても、感染症の状況を見極めながら、各種事業を継続して実施していくことを重点に取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、新年度の教育行政方針といたします。

○議長（木下 敏） 以上で、令和4年度七飯町教育行政方針を終わります。

暫時休憩いたします。

11時15分再開いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5

議会運営委員の辞任

○議長（木下 敏） 日程第5 平松俊一議員の議会運営委員の辞任を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、平松俊一議員は除斥となります。

6月1日、平松俊一議員から、会派の解散により議会運営委員を辞任したいと申出があります。

お諮りいたします。

本件は、申出のとおり、辞任を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、平松俊一議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

平松俊一議員の除斥を解きます。

日程第6

議会運営委員の選任

○議長（木下 敏） 日程第6 議会運営委員の

選任を行います。

議会運営委員については、委員会条例第6条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することとなっております。

なお、今回の選任は、会派の決定によるものであります。

お諮りいたします。

議会運営委員に、横田有一議員を指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました横田有一議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第7

常任委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第7 常任委員会報告を議題といたします。

民生文教常任委員会の報告を求めます。

澤出副委員長。

○民生文教常任副委員長（澤出明宏） 委員会報告第5号、民生文教常任委員会報告書。

令和3年12月9日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年5月18日。

七飯町議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、坂本繁代読。

記。

所管事務調査事項。

一般廃棄物処理の現状について。

令和3年12月20日、令和4年2月28日、3月29日、5月18日の4日間、委員会を開催し、副町長、環境生活課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

一般廃棄物処理の現状を把握するとともに、今後の課題について検討するため、調査を行った。

2、調査の方法。

広域化に至った経緯、七飯町リサイクルセン

ターの維持管理、ごみ収集事業の現状等に関する資料の提出を求め、副町長及び環境生活課長への聴取を行った。

3、広域化に至った経緯について。

ごみの焼却による有害なダイオキシン類の発生が社会問題化したことから、厚生省は平成9年1月、「ごみ処理に関するダイオキシン類発生防止ガイドライン」を策定し、同年5月、都道府県に対し広域化計画を策定するとともに、計画に基づき市町村を指導するよう通知した。

これを受け北海道は「ダイオキシン類対策に係るごみ処理の基本計画」・「ごみ処理の広域化計画」を策定し、七飯町をはじめとする渡島ブロック構成町は協議会を設立し、検討を重ねた結果、北海道の広域化計画に位置づけられることが唯一の補助対象であること、広域で整備することにより、建設費等の軽減が図られること等の理由から、平成12年9月に渡島廃棄物処理広域連合を設立し、平成15年度より焼却施設「クリーンおしま」の供用を開始した。

渡島廃棄物処理広域連合の概要。

渡島管内の北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町の1市9町で構成。平成15年4月より焼却施設「クリーンおしま」で可燃ごみの焼却を開始。

4、七飯町リサイクルセンターの維持管理について。

搬入された資源ごみは、それぞれの専用の作業工程により処理しており、平成28年から令和2年までの処理実績は〔表1〕のとおりである。表1を御覧ください。

住民のリサイクル意識の向上により、搬入された重量は増加傾向であるが、単価が激減しているため、取扱金額の合計は過去5年間で4分の1に減少している。委員からは、施設の現状及び改築についての質問があり、町としての回答は以下のとおりである。

(1)施設の現状について。

施設の屋根及び外壁等が経年劣化しており、今後、劣化箇所の修繕及び改修を順序行う必要があると考えている。また、作業スペースが狭隘であ

ることから、増築や業務内容の抜本的見直しを含め、効率的な業務が可能となるよう検討している。

(2)施設の改築について。

燃やせないごみを受入れしている七飯町クリーンセンター(埋立処分場)の改築と同期に考えている。七飯町クリーンセンターは、平成30年度に実施した埋立可能廃棄物残余容量調査において、推定埋立可能最終年が、当初の見込みである平成30年から令和14年まで延長されたことに伴い、七飯町リサイクルセンター改築についても同様に延長されている。

5、ごみ収集事業の現状について（現在のステーション方式の事業費内訳）。

当町では、現在、家庭ごみについては、約10から15世帯に1か所のごみステーションに排出する方式となっている。各ステーションは、それぞれの町内会が維持・管理している。

ステーション方式での町の事業費は、収集運搬費が事業費になっており、収集運搬事業費及び施設管理費は、渡島管理協業組合に3年間契約をしている。

(1)令和3年度から令和5年度(3年間契約)の七飯町廃棄物収集運搬及び廃棄物処理施設管理業務委託費については、〔表2〕のとおりである。表2を御覧ください。

(2)令和3年度(単年度)の収集運搬事業費については、〔表3〕のとおりである。表3を御覧ください。

(3)戸別収集事業を行った場合の積算は〔表4〕のとおりである。下の表4を御覧ください。

現行は、令和3年度から令和5年度の現契約に基づくステーション方式の積算で、収集運搬のみの年間費用は、1億593万円(施設管理は除く)である。

ケース1は、全戸個別収集方式とした場合の積算で、収集地点数1万700地点(平成30年住宅・土地統計調査を参考)で計算。

ケース2は、住居表示実施地区のみを戸別収集とした場合の積算で、令和2年11月末現在の人口2万8,062人中2万1,856人で、割合は77.88%で計算。

なお、人員は現行1台当たり2名体制であるが、戸別収集方式にした場合は3名体制とし、作業時間は現行の3.3から3.5倍程度となることが予想される。

また、札幌市で平成23年度にステーション方式から戸別収集方式にする際の調査研究会委員会の報告書を参考とすると、年間費用は約3.1倍となることが予想される。

6、リサイクル率向上のため分別内容を見直す計画について。

町は、容器包装リサイクル法に基づき、一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図ることを目的に、令和2年4月に第9期分別収集計画を策定している。容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、その他プラスチック製容器包装を対象品目としており、令和4年度に見直しをする予定である。

委員から、分別対象品目を増やした場合の町民への負担についての質疑があった。

町からは、現在の分別対象品目が町民に浸透しており、リサイクル率向上の効果が数字として現れている。今後、分別内容が変更となった場合の町民への負担は大きいと捉えており、慎重に検討したいとの回答であった。

なお、ごみ袋は有料なっているが、ごみ収集事業の財源には含まれていない。

7、当町の一般廃棄物の歳入歳出・特定財源等過去5年間の内訳は、〔表5〕のとおりである。表5を参照ください。

8、渡島廃棄物処理広域連合負担金について。

平成17年度からの渡島廃棄物処理広域連合負担金の推移は、〔表6〕のとおりである。

なお、平成17年度から令和2年度までについては決算額、令和3年度については最終予算額、令和4年度については当初予算額を記載している。北斗市は、平成19年度から生ごみを別に収集しており、クリーンおしまには搬入せず、令和3年度では約8,500万円を別途支出している。

委員からは、可燃ごみ排出量が減少しても、渡

島廃棄物処理広域連合負担金が減少しないことや、渡島廃棄物処理広域連合を脱退する考えはないのかについて質疑があった。

町からは、渡島廃棄物処理広域連合の構成市町の可燃ごみ排出量によって、負担金が案分される仕組みとなっており、北斗市・七飯町以外の構成町の人口減少割合が大きいことから、それらの町の可燃ごみ排出量が年々減少しているため、北斗市・七飯町の可燃ごみ排出量の割合が高くなっている。クリーンおしまは、供用開始の平成15年度から少なくとも30年目に当たる令和14年度までの安定稼働を目標として、基幹的設備改良事業を実施したばかりであることから、現段階では渡島廃棄物処理広域連合を脱退する考えはないが、5年後をめどに、今後の方向性を検討したいとの回答であった。

9、まとめ。

可燃ごみは、平成15年度から渡島管内の13町（市町村合併により現在1市9町）で運営する「渡島廃棄物処理広域連合」で処理することとなり、ごみの排出量によって当町の負担が決定している。ごみ減量化の基本は、分別の徹底、資源化の推進であり、町民・事業所・行政が総力を挙げて努めてきたところである。北斗市・七飯町以外の構成町の人口減少割合が大きいことから、当町の渡島廃棄物処理広域連合負担金は大幅に減少しないが、ごみの減量は確実に負担金減少につながることから、引き続き分別の徹底、資源化の推進を町民に周知していただきたい。

また、渡島廃棄物処理広域連合に関して情報を把握を続けるとともに、長期的な視点で調査を継続する必要がある。

七飯町リサイクルセンターの改築は、七飯町クリーンセンター（埋立処分場）の改築と同期である令和14年度に予定されているが、老朽化し作業スペースが狭隘である建物での労働環境改善のためにも、早目の改築を望むものである。

ごみ収集事業については、現在のステーション方式が費用的に安価であるが、高齢者世帯や住宅が点在している地域などは、一部戸別収集方式にするなどの検討を願いたい。

最後に、〔表6〕がついてありますので、負担